

パブリック・コメント結果の公表について

令和5年1月5日
玉名市建設部都市整備課

政策案の名称：「玉名市景観計画」見直し（素案）について
募集期間：令和4年10月20日から令和4年11月21日まで

この度は意見募集を行った上記の案件につきまして、ご意見をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見の概要、意見に対する市の考え方、政策案の修正内容につきまして、下記のとおり公表いたします。

ページ番号	ご意見の概要	意見に対する市の考え方	景観計画案修正対応
－	プラン、方針は大変良く全てに共感します。 ただ、補足的な部分で意見させていただきます。	－	－
84 ページ	<p>行政の役割として・・・の方針が見えてこないような気がします。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進地区に指定されていない地域への対応 ・農免道路をふさぐかのような竹、草。河川の歩道も同じ ・河川の中にも木々が生き茂り景観を語れない状況 <p>地球温暖化の影響でしょうか、亜熱帯化で成長が早く、整備が追い付いていないようです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関口にある新玉名駅前公園も草が生い茂り見苦しい限りです。 ・道路の白線も消えかかり、これも景観の一つと考えます。 <p>県、国の役割かと思いますが、自治体として整備の実施を働きかける役目があると考えます。慣例を見直してスピード感ある対策を実施する事の明記をご検討してほしいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・P83より記載している「11 アクションプラン（協働のまちづくり）」において、「ハード・ソフトでの景観まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働で進めることが大事」としております。市は、国、県と連携し、道路等の管理者としての役割と共に、市民や地域活動の支援を行い、協働による取組を促進していく役割を持っていると考えています。 ・道路等の管理・環境整備等については、常に迅速な対応を心がけてはおりますが、緊急性や危険性、また費用的な面で実施を判断しているのが現状です。 <p>本市では、「玉名市景観条例」を平成28年に制定しておりますが、環境美化については、「玉名市環境美化に関する条例」を平成24年に制定し、市の責務、市民等の責務、事業者の責務、所有者の責務等について規定しています。その中で市は、啓発、育成、支援について努めることとしております。</p> <p>ご意見につきましては、上記「環境美化に関する条例」の周知啓発の強化を、国県含め広げてまいります。</p>	<p>P84「11-2 アクションプランの内容」の冒頭に、「市は、国や県と連携しながら、道路や河川等の管理者として適正な維持管理による安全の確保や景観美化に努めます。</p> <p>また、地域に根ざした良好な景観形成を進めるため、以下に示すアクションプランに基づき、市民や地域活動の支援、協働による取組等を積極的に行います。」を追記。</p>

<p>89 ページ</p>	<p>各校区で伝統的に毎年行われている「区役」の更なる躍進を明記してほしいと考えます。</p> <p>校区毎でやり方は様々ですが、ある程度行政でガイドラインを作成してはどうでしょうか。</p> <p>よく聞く問題点として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不参加世帯へのペナルティの徴収 ・真夏の炎天下の長時間 危険作業 ・男性参加を優遇する つまり女性を排除する動員の仕方 ・河川の中、農業用水路、県道の路側帯など明らかに危険で管轄外での作業 <p>このような事に不満を持つ住民が多いようです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校区で頑張っておられる事への敬意を表し市民に周知 ・行政と校区民との作業エリアを明確にする ・草木の成熟に沿って回数を増やす ・飲料水や燃料などの予算の拡充 ・作業エリア、手つかずエリアの点検・見直し <p>「区役」は地域住民のコミュニティーに関わる大切な行事であり、景観への意識の向上の原点ともいえます。</p> <p>以上の事を構築するために区長と共に行政にリードしていただくことを願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、区役につきましては、それぞれの行政区における自主的な活動となり、不参加に対するペナルティに関することを含め、実施の方法は各行政区により定められています。 ・区役における長時間労働や危険作業、男性優位の問題については、一般的な部分での注意喚起や、男女平等の観点からの啓発は可能です。 <p>しかし、区役はあくまで行政区における自主的な活動のひとつとなるため、市がガイドラインを作成することは、その趣旨にそぐわないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路除草においては、多くの場所が、地域自治会活動の一環として、地区や隣接の方のご協力により行っていたいております。 <p>ご意見につきまして、市としましては、環境保全啓発と併せ、市民活動保険や燃料支給等により、これまでどおり自治会活動、美化活動を支援してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役というかたちに限らず、地域で実施されている景観まちづくりに繋がる活動については、活動を広く周知し、各地域間の交流や情報交換が図られる場として、景観交流会等を開催するとともに、広報等で発信してきます。 	<p>計画の修正なし</p>
---------------	--	--	----------------

※「くやく」の漢字表記について：「公役」では、国や自治体からの命令で行う業務との説明も一部なされておりますが、住民による地域活動として、「区役」の漢字を当て、表記を統一しています。